

〔個別研究〕

## 家族保全の研究Ⅱ

— 家族保全サービスの現状と課題 —

子ども家庭福祉研究部 澁谷昌史

共同研究者 奥田かおり\*

\*前グラハム・ウィングダム ブルックリン・ネイバーフッド・ファミリー・サービスセンター

**要約：**昨年度の研究に引き続き、家族保全に関する文献研究を行った。本年度は、家族保全サービスを「親子分離を回避することを目的として虐待ハイリスク家族に提供される在宅サービス」と定義し、これについてどのような議論が展開されているのかに焦点をあて、文献研究を進めた。家族保全プログラムに関する評価は一様ではなく、そもそもの評価デザインにおいて、子どものプレースメントの定義やアセスメントの標準化が求められていることがわかった。また、こうした課題が認識される一方、家族保全を家族支援と統合的・連続的にプログラム化していく必要性が認識されてきている。このことについては、文献研究に加え、アメリカ合衆国・ニューヨーク市における家族保全サービスのケース分析も行っている。我が国における家族保全研究を進めるにあたっては、スタッフ・トレーニングを含むサービス実施体制そのものの検討が含まれるべきであること、そしてアセスメント精度の向上や措置の類型化などのソーシャルワーク実践方法研究を視野に入れるなど、虐待ハイリスク家族に特有の援助方法論研究以前の課題が山積していることに留意しなければならない。

**見出し語：**家族保全、評価デザイン、サービス実施体制、家族中心ソーシャルワーク

## A Study on Family Preservation II

: trends and issues on family preservation

Masashi Shibuya

**Abstract:** This literature review is a sequel to the previous FY study, 'A study on Family Preservation I'. For the purpose of this study, 'family preservation' is defined as 'family-centered home-based services to high-risk families for preventing placement'. By reviewing the literature, it becomes clear that effectiveness of family preservation program is not conclusive. Moreover, in terms of evaluation design, it is necessary to develop clear definition of child placement and to standardize an assessment process. This study also indicates that family preservation should be integrated with other family-centered program, and this issue is emphasized in a case study of family preservation program in New York City. In order to continue an effective research on family preservation in our country, it is crucial to include a discussion of staff development and training as well as development of service system. Before conducting research on peculiar social work practice for high-risk family, it is crucial to recognize an importance of examining a basic social work practice such as a level of assessment and a decision-making process of placement.

**Key Word:** family preservation, evaluation design, service system, family-centered social work

## I 研究目的

昨年度の研究において、家族保全（family preservation）が北米における子ども家庭福祉実践の大きな潮流を形成していることを明らかにした。その定義は広義と狭義にわけられ、広義には「家族とともに子どものウェルビーイングを図ること」というサービスのフィロソフィーを指すもので、ローリスクの家族を対象とする家族支援も包括するものであった。そして、狭義には「親子分離を回避することを目的として虐待ハイリスク家族に提供される在宅サービス」といえるものであった。とくに狭義における具体的プログラムとしては、集中的家族保全（intensive family preservation）、家族再統合（family reunification）、親族ケア（kinship care）、家族グループ意思決定方式（family group conference）が含まれる。いずれも現代的なソーシャルワークのキーコンセプトに基づいた実践であり、我が国における子ども家庭福祉実践を専門的に体系化していく上で、家族保全概念から学ぶものは大きいと結論づけた。

本年度は、北米における家族保全の現状と課題を明らかにし、我が国における家族保全研究のフレーミングを行うという、そもそもの目的に到達する。

## II 研究方法

昨年度明らかにしたように、狭義の家族保全概念は、親子分離をすでに実施したケースにも適用され、親族ケアや家族再統合及び家族グループ意思決定方式も研究を進める上でのキーワードとすることができる。しかし、それぞれすでに概念及びプログラムとしての独立性が高いことから、本研究では、とくに検討の俎上には載せなかった。結果、狭義の家族保全の中でも、親子分離をしないで実践される予防プログラムに関する議論を検討した。

また、アメリカ合衆国・ニューヨーク市における家族保全ケースの実際を見ることで、文献研究において明らかになった論点がどのような課題や工夫をもたらしているのかを検討した。なお、ニューヨーク市における子ども虐待対応システムについては、別途レポートしているため、ここでは詳述しない<sup>(1)</sup>。

ちなみに、昨年度研究から使用している「家族保全」という訳語に対して、「『保全』という訳語は、すでに環

境保全や景観保全などのように、モノに対して使用されることが一般化している。そうした状況にあって、ヒューマン・サービス領域で果たして『保全』ということばを用いるのが適切といえるのか」というリアクションがいくらか寄せられたが、一つの訳語案として、「家族保全」を本年度も使用していることをお断りしておく。

## III 研究結果

### 1. 家族保全の有効性をめぐる論議

#### (1) 子ども家庭福祉における価値的対立

1997年、「養子縁組と安全な家族に関する法律」(Adoption and Safe Families Act of 1997:ASFA)が制定された。この法律は、より子どもの安全に関心を払うよう、家族保全プログラムの適用要件を厳格化するものであった。すなわち、子どもの安全が保障されないならば、家族保全プログラムの適用は、法的に明確に支持されないものとなったのである。これは、家族保全の価値と子ども福祉の価値が実態的に対立することを示している。

家族保全は、子どもの権利保障という観点から、強く疑義を表明されている。たとえば、Murphyは、次のように強くハイリスク家族への資源投入を皮肉毛に述べている；「街角で子どもを殴りつけたり、レイプしたりすれば、刑務所で生涯を終えることになる。自分の子どもを殴りつけたり、性交したりすれば、ソーシャルワーカーと家政婦を手にするようになる」<sup>(2)</sup>。また、Seaderも、家族保全は使い古されたケースマネジメントであって、とくに新たな名称を与えられるほどのものではなく、しかもケースマネジメントがうまくいけば家族保全もいい結果を出さだろうが、実際にはサービスに限界があり、個々の家族にあったサービスを提供できていないと指摘し、家族保全に固執して、子どもの最善の利益を損なうべきではないと批判している<sup>(3)</sup>。子どもの安全のために万策をとろうとすれば、このような論調が強まるのは当然のことであり、ときには養子縁組の積極活用論にもつながっている<sup>(4)</sup>。

#### (2) 家族保全プログラム評価に関する論点

家族保全のフィロソフィーそのものに対する批判は、決してアメリカの子ども家庭福祉論におけるマジョリティではない。研究を進めて見えてくるのは、上述したような家族保全批判派、そしてその対極にある推進派の双方から、家族保全プログラムに関して、管理運営上、評価デザイン上、いくつかの課題が特定されていることで

ある。

なかでもとくに重要なのが、プレースメントに対する考え方である。子どものプレースメントは、親子分離を回避する家族保全プログラムにおいては、否定的な結果として受け止められがちである。換言すれば、家族保全プログラムに対する評価は、どれだけプレースメントを予防したかによってなされることが多い。

しかし、プレースメントは、必ずしも子どもの最善の利益を損なうものではない。家族保全に懸念を示す論者たちの主張に見られるように、プレースメントが子どもの最善の利益を保障することも少なくないし、家族保全の擁護派も、家族保全が硬直的に子どものプレースメントを行わないわけではないことを強調している<sup>65)</sup>。

また、プレースメントと関連するものとして、家族保全プログラム下にあるクライアント家族が再通告された場合の評価についても議論の対象となる。再通告も、子どもが親とともにいるために起こる危害を示すものであり、一見すると家族保全の失敗と見なされがちであるが、家族保全ワーカーと家族との援助関係が良好であれば、保護者自らが虐待の申告をするようになるため、一概にコントロール・グループとの比較はできないという捉え方も可能である<sup>66)</sup>。

これら論点は、個々のケースに応じて決定を下すための最適な援助体制が家族保全プログラムによって提供されるならば、再通告やプレースメントという結果を一概に否定的には捉えられないということを意味している。こうしたことから、プレースメントの多寡によって、プログラムの成否が決定されることには疑問が残されている。

さらに、プレースメントの定義が必ずしも一様でないという問題もある。現在、家族保全プログラム評価におけるその定義は一様ではなく、ある評価ではすべての親子分離ケースに適用され、ある評価では、親族ケアが除外されている。また、レスパイトケアなどのように、家族が主体的にプレースメント・サービスを利用した場合やプレースメントが短期間であった場合の扱いも定まっているわけではない。親機能の状況というよりも、子どもの精神行動状況から見て、病院や治療施設へプレースメントをした方がいい場合もあろう。加えて、フォローアップの期間をどのくらいとり、プレースメントの有無をカウントするのも定まっていはいない。このようなことから、どのようなプレースメントが回避されるべきなのかを厳密に定義することに成功していないという問題が横たわっている<sup>67)</sup>。

プレースメントに対するこうした論議は、必然的にそ

の決定を導き出すアセスメントの精度にも目を向けさせる。危険が迫っているということを正確にアセスメントできないなら、そもそも家族保全プログラムに紹介されるクライアントが本当にハイリスクであるのかということに疑義が生じる。これまでに、子どもの安全を志向するワーカーは、比較的ローリスクの家族を家族保全プログラムに紹介すると指摘されている<sup>68)</sup>。

また、Nelson は、「正確に子どもたちへのリスクの程度をアセスメントすることは、子ども福祉システム広範にわたる問題である」<sup>69)</sup>と述べ、家族保全プログラムだけの問題ではないとしているが、これも家族保全プログラムの正当な評価にとって、このアセスメントの問題が大きな障壁となっていることを示している。

### (3) 家族保全プログラムの新たな方向性

これまでに検討してきたように、家族保全プログラムの評価には、乗り越えるべき壁が存在している。しかし、問題は、この課題克服が方法論的に非常に難しいものだという点である。そのためか、評価デザインそのものの検討がなされる一方で、家族保全プログラムが多様化する傾向があり、そもそもの家族保全プログラムのあり方を考える上で注目に値する。

Pecora et. al. は、「家族を基盤としたサービスや集中的家族保全プログラムをより大きなサービス・ネットワークの中に位置づけること、そして、幅広いコミュニティ・サービスやほかの社会的支援に家族がアクセスする能力に、これらプログラムの短期、長期の成功がかかっているということを政策立案者たちに主張するのは、評価者やプログラム・スタッフの義務である」<sup>70)</sup>と述べながら、家族保全の対象家族は多問題で、家族支援プログラムに含まれる多くのサービスを必要としており、また家族によっては里親や長期的なケアが必要であるとしている。このような見解は、Berry<sup>71)</sup>やKaplan and Girard<sup>72)</sup>によってもとられ、一時的にではなく、長期的な展望に立って、家族を保全していく上で、家族保全プログラムの対象家族と、自発的なサービス利用が前提となる家族支援サービスとの間（ボーダーライン層）が問題になるという関心事から、また家族保全の先行研究において子どもへのマルトリートメントのような複雑な問題に対してブリーフな介入は十分ではないという批判が見られることから、このふたつのプログラムを統合的に活用した新たなプログラムが報告されたりしている<sup>73)</sup>。

こうしたことから、家族保全のいっそうの研究とともに、家族保全と家族支援の統合的プログラムに関心がもたれるようになっていく。

#### (4) 小括

文献研究により、評価デザインにおいてさまざまな課題があることが明らかとなったが、これはそのまま我が国で検討すべき課題であるといえよう。また、我が国では、サービス量が十分に確保されているとはいえないこと、ワーカーのトレーニングに専門性が充分確保されていないこと、ソーシャルワーク方法論の未確立などが考慮されねばならない。これら子ども家庭福祉ソーシャルワークの課題は、必然的に現在実施されている北米型の集中的家族保全とは異なる課題を、我が国の家族保全運動で抱えるであろうことを示唆しているためである。援助方法論は実践環境から多分に影響を受けているのであり、モデル的にワーカーが少数の家族に対して危機介入的アプローチをとっても、それが効果的なプログラムになるとは考えづらい。

したがって、ハイリスク家族を対象に援助を展開している児童相談所におけるソーシャルワークのみに焦点を当てるよりも、児童虐待防止市町村ネットワーク事業におけるケースマネジメント・プロセスそのものに注目し、その中でどのような家族にどのようなサービスが提供されているのかという観点が重要であると考えられる。

(澁谷 昌史)

## 2. ニューヨーク市における家族保全

アメリカ合衆国では1970年代、子どもたちを虐待、ネグレクトから守る手段として主に里親制度を利用してきたが、その後の児童心理や福祉の研究者たちが子どもたちの心理面の発達などを調査した結果、子どもは里親よりも実親のもとで生活する方が健全な心身の発達が継続できるという考えが主流になった。それに伴い1980年代からは子どもが虐待やネグレクトに遭っても、極力実親を教育しながら、実親の下で子どもを保護する家族保全が始動した<sup>(14)</sup>。家族保全といっても各州、市、そして虐待、ネグレクトなどの子ども福祉活動の主格を成す民間のNPO団体でそれぞれ取り組みが違う<sup>(15)</sup>。そこで本稿では筆者がニューヨーク市で職務経験した予防サービスを提供するNPO団体・グラハム・ウィングダムと、家族保全プログラムも運営する子ども保護機関・ACSが、家族保全のために、どのような連携、活動をしているかを具体的に述べたい。

### (1) ACSの家族保全プログラム

ACSでは子ども保護部の中に特別に家族保全プログラム(Family Preservation Program: FPP)というものがあり、ニューヨーク5区(マンハッタン、ブルックリン、ブロンクス、クィーンズ、ステタン島)の中にある13の

オフィスで提供されている<sup>(16)</sup>。このオフィスに紹介されるケースは、虐待やネグレクトのケースで危機介入が必要なものが多く、ACSのフィールドオフィスに配置されているChild Protect Specialist(以下CPS)の判断で、子どもを里親へ行かせるほどまでには至らないが家族が機能しておらず、緊急な危機介入が必要だという場合に適応される。一方、一度引き離されてしまった家族が、家庭裁判所の裁判官により家族の再統合を円滑に進めるために、FPPを奨められる場合もある。このほかにも、筆者が勤めていた予防サービスや里親サービスを提供するNPO団体からの依頼でFPPが介入する場合もある。

FPPで働くワーカーたちは、一人2-3ケース(1ケース=1家族、最高5ケース)を担当し、6週から8週間、集中的にサービスを提供する。その主な内容としては家族カウンセリング、個人カウンセリング(家庭訪問にて)、子どもたちの学校への訪問、生活保護などの諸手続き等の説明や生活保護事務所への付き添い、家族が必要な生活必需品(例、家具や食料)などの提供である。そして6週間から8週間の間に、家族が住んでいる地区にある予防サービスやそのほか家族が必要としている社会資源の情報の提供、ネットワーク創りなどを行う。6週目に入る頃、FPPのワーカーは、家族、FPPワーカーのスーパーバイザー、そのほかのサービス提供者などを集めて会議を開き、FPPを終えるときに、今後家族がどのサービス団体とどう活動し、どのような家族を目指すかなどが話し合われる。ここで筆者が担当したあるケースをもとに、実際、FPPがどのような活動をしたかを記述したい。

#### 【ケース概要】

H家はホームレスで、8人家族である。母親Hはシングルマザーで、6人の子ども(上からL(女)16歳、J(女)12歳、A(女)10歳、R(男)6歳、E(男)3歳、P(女)1歳)と、子どもの祖母Gと同居している。ホームレスシェルターに2年ほど暮らしていたとき、JとAが不登校になったにもかかわらず、母親Hは学校からの連絡にも応えなかったため、学校が通告受付機関(State Central Register: SCR)に通告し、ACSでのケースとして扱われた。その後、ACSのCPSワーカーが初調査をし、この家族には複雑な問題が潜在しているということで、FPPの介入が始まった。

Hはうつ病の傾向にあり、生活保護や子どもたちの健康保険の再申請などの連絡があってもなかなか生活保護事務所などへ足を運べなかった。シェルターの部屋の中もかなり散漫としていて、ひどい汚臭があり子どもの健康にはかなり害がありそうな雰囲気だった。FPPワーカー

一は、早速問題となっているJとAの不登校の様子を伺いに、彼女らの学校へ母親を連れて行き、懇談会を行い、学校側が不登校に関してどのような介入ができるかなどを話し合った。学校側はJがうつ病の傾向にあるといい、母親に精神科医の診断を要求した。ここでFPPワーカーはすぐに精神鑑定ができる病院、医師などを探し、母親に紹介した。FPPワーカーは、母親に、Jを病院に連れて行けるかと質問したところ、「地下鉄代さえてくれたらいい」と答えた。実際には、Jの診察のアポイントメントの日になり、FPPワーカーが病院にフォローアップのために電話を入れると、HはJを診察に連れて行かなかったことがわかった。そこでFPPワーカーはすぐに次のアポイントを取り、母親とどうして初回のアポイントにいけなかったなどについてカウンセリングをした。

上記のようにFPPはかなり細かく家族の様子を伺い、家族が機能するように手助けをする。ケースの内容にもよるが、Hのケースのときは、FPPワーカーは平日月曜から金曜まで1日3時間ほどこのケースに時間を費やしていた。あるときは、午前中は子どもの学校へ行き、その日の夕方からシェルターで家族と話し合うということもあった。

#### 【ケースの展開】

この家族がFPPのサービスを受けてから2週間後ぐらいに、ACSのCPSワーカーから、4週間後にFPPサービスが終わるが、その後、筆者の勤めているグラハム・ウィングダムでケースを担当してほしいという依頼の電話があり、依頼があつてから2日後に筆者がインテイクをするために面談した。Hは、JとAの不登校よりも、長女Lとの親子関係のことが気になり、Lもしばらく学校へ行っていないと言い出した。筆者はこの時点でこの家族にサービスを提供しているFPPワーカー、CPSワーカー、そして学校とのコンファレンスを開きたいとCPSワーカーに話をしたところ、このケースにはたくさんのリスクがありすぎるのですぐにファミリー・チーム・コンファレンス(Family Team Conference; Family Group ConferenceのACS版)をオフィスにて開くという話があり、筆者もそれに参加した。

ファミリー・チーム・コンファレンスは、子どもたちのいる家庭環境がハイリスクにある場合に行うもので、ACSに所属するChild Evaluation Specialist(以下CES)という専門家の指揮のもとで、家族のメンバー(10歳以上の者)とその家族のためのサービス提供者が集まり、家族が望むサービス・ゴールを定め、そのゴールのために誰が何をするか(家族のメンバーも含めて)という話し合いをする場である。このコンファレンスは、初回

のコンファレンスから30日後に再度集まり、どの程度進歩があったか、なければ今度はどのような対策が必要かなども話し合う。Hの場合は、ACSの介入が始まってから3週間目にこのコンファレンスがあり、FPPワーカーが中心に今後FPPがどのようなサービスを提供するか、そしてこのケースを受け継ぐ筆者がどのようなフォローアップをするか、グラハム・ウィングダムではどのようなサービスが提供できるかなどが議題の中心であった。FPPワーカーは、生活保護や健康保険の再申請、Jの精神鑑定のフォローアップ、そして新たに問題になったLの不登校の問題への介入などを担当することになり、筆者はFPPのサービスが終了するときに行われる家族コンファレンスでFPPワーカーと話し合い、どこからケースを継承するかなどを話し合うということにした。

このファミリー・チーム・コンファレンスのとき、筆者は、グラハム・ウィングダムのサービスを即開始することをACSに求めた。というのも、本来FPPと、グラハム・ウィングダムのような、ACSとサービス提供に関して契約を交わしている民間の機関は、政策上、予算の都合等もあり、同時にサービスを提供することを禁じられている。しかし、H家族のようにハイリスクをいくつも抱えている家族の場合は、ACSの許可によって、契約機関の予防サービス提供者が即介入してもいいとされている。このコンファレンスの指揮者であるCESはすぐに筆者の提案を受け入れてくれた。

#### (2) グラハム・ウィングダムでの家族保全

さて、グラハム・ウィングダムでの家族保全に対する取り組みとして代表的なのは、家族全員と家族の親戚、そのほか家族にサービスを提供する者、家族の恩師的な役割をしている近所の人々、教会の牧師などを集めて行うファミリー・グループ・コンファレンスである。このコンファレンスがACSなどで行うコンファレンスと決定的に違うのは、家族のメンバーがコンファレンスを指揮することである。筆者たち予防サービスに勤めるワーカーは、前もって家族のメンバーにこのコンファレンスをする意思があるか、または意思がある場合、誰がリーダーとして指揮をとるかというのを入念に話し合って決める。もちろん家族によってはこのリーダー的存在がない場合もあり、なかなかコンファレンスの指揮をとることが難しい場合があるが、そのようなときは我々ソーシャルワーカーが助言をする。実際のコンファレンスの日までに4-5回のプレ・コンファレンス(前座会議)があり、ここで実際のコンファレンスでの注意点(論争をしない、お互いの意見を尊敬するなど)、誰がこのコンファレンスに参加するか、家族が達成したいゴールなどを話

し合う。コンファレンスの当日は、ソーシャルワーカーは会議を開く部屋と軽食などを用意して、初めの3分間ぐらいでコンファレンスの流れを話した後、会議室から席をはずし、あとは家族メンバーのリーダーに指揮を任せる。

このファミリー・グループ・コンファレンスの一番の目的は、家族に意思決定をさせる能力を持たせるということである。今までの予防サービス機関のサービス提供というものは、どちらかというとソーシャルワーカーが家族に必要なサービス・ゴールを設定し、そのゴールの達成にむけて綿密な指導と情報提供などを行ってきたが、これはクライアントの意思決定能力を弱め、ソーシャルワーカーにすべてを頼ってしまうことになり、のちに自立が難しくなる。家族保全の大きな目的の一つとして、家族が彼ら自身で社会資源を使って自立することに重点をおいているが、このファミリー・グループ・コンファレンスは、家族を自立させるという点ではとくに優れている。筆者も何度かこのコンファレンスを企画し、立ち会ったがクライアントが自分たちで目的を決め、それを達成することに喜びを感じている者が多かった。

しかし、このコンファレンスの難点としては、なかなか家族全員の都合と、ほかのサービス提供者、親戚関係者の都合が合わず、最終的なコンファレンスが行われるまでに時間がかかってしまう場合もある。グラハム・ウィングダムでは、このファミリー・グループ・コンファレンスを行うことを、家族との初めてのインテイクのときに説明し、いつ頃このコンファレンスができそうかということ話をし合う。グラハム・ウィングダム側の方針としては、クライアントとの関係が深まった3ヵ月後から前座会議を行うことにしているが、もちろんその頃の家族の状態によりこのコンファレンスを遅らせる場合もある。

このファミリー・グループ・コンファレンスのほかに、家族保全の活動としては、家族・個人カウンセリング、親へのサポートグループ、学校やそのほかのサービス機関への訪問など、予防サービス提供機関としての基本的な活動もしている。ほかのサービス機関と比べてユニークなのは、グラハム・ウィングダムでは家庭訪問に力を入れていることである。家庭訪問ではカウンセリングのセッションがなかなか集中してできないなどの問題もあるが、家族環境の状態がよく理解でき、家庭での家族の交流、部屋の状態を観察することにより家族の問題点の解明の重要な手懸かりとなる。

### (3) 小括

以上、筆者の経験を踏まえ、ニューヨーク市における

ACS と NPO 団体の家族保全の取り組みを述べたが、これらのサービスがクライアントのために常にポジティブに機能しているとは言い難い。ACS の FPP サービスは6週間から8週間というものであり、このサービス提供期限というのはさまざまな研究の未決められたものであるが<sup>(17)</sup>、実際サービスを受ける側の立場にたってみると6週間というのはかなり短い時間でもある。たとえば、生活保護の再申請では、申請書類を提出してから申請のための面談などまでに最低でも6週間かかってしまう場合や、その面談まで到達しないことが多い。この場合はケースを継承する予防サービス側のワーカーがフォローアップするが、生活保護の手続き等複雑な場合、クライアントがすべて FPP ワーカーに頼ってしまい、クライアントが生活保護についての申請のことが全くわからない場合や、どこの生活保護事務所に書類を提出したか、事務局の担当職員は誰かなどを忘れてしまい、フォローアップをするために、FPP サービスが終わったあとに、再度 FPP ワーカーに連絡をとるといったこともある。

家族保全は短期間での危機介入が効果的とされているが、複雑な問題は6週間や8週間で解決できないのが現状である。ならば初めから民間の予防サービスを利用したほうが、クライアントがいろいろなサービス提供者のたらい回しにされなくてよいのではないかという NPO 側の声もある。FPP ワーカーは担当ケース数が少ないために確かに予防サービス提供者よりもクライアントに時間を費やすことができるが、これは決してクライアントのためになっているとはいえない。先にも述べたように、家族の自立を目標とする家族保全の理念は、FPP のような手厚い細かいサービスが反って家族の自立を妨げてしまうこともある。また、短期間で目標を達成したい場合は家族とサービス・プランを綿密にたて、どのようにゴールまで到達するかなど、入念にサービス開始と同時に FPP ワーカーと家族が話をしなくてはいいけないが、ここでも FPP ワーカーが時間がないという理由などで家族が希望するサービス・プランが立てられず、FPP ワーカーの意思が反映されたプランが殆どであると筆者は日頃から感じていた。これは全米のソーシャルワーク協会・NASW のソーシャルワーク倫理要綱に示されている Client Centered Approach (クライアントを中心とした対応) に反しているといえよう。家族保全の重要な目的の一つは、再統合した家族自身がのちに、FPP や予防サービスなどを受けなくても、社会資源を上手く利用しながら自立した生活ができることである。残念ながら現在の FPP はこの点においては余り機能していないよ

うに思える。

一方、NPO 団体の予防サービス・プログラムによる家族保全の実践の方はというと、近年のニューヨーク市の予算削減により自分たちが希望するような充実したサービスを提供するのが困難となってきている。たとえば、これは筆者が勤めたグラハム-ウィングダムでの話であるが、予算削減の影響で通常4人のワーカーで60家族を担当するところが、3人のワーカーで同じケース数を担当しなくてはならない時期があった。こうなるとワーカーはいつもよりも多いケース数の家庭訪問などで、クライアントに対するカウンセリングの時間などが削られることになる。またワーカーのストレスも上昇し、決してよいカウンセリングが提供できていたとはいえない。グラハム-ウィングダムが自負している家庭訪問に費やす時間も減ってくる。このようにクライアントの要望に応えるサービスの提供の実践が困難になりつつある。

1996年にACSが設立されてから、ニューヨーク市では家族保全にこれまでにない人材と予算を費やした結果43,000件あった里親ケースを23,500ケースに減らすことができたと言っている<sup>(18)</sup>。これからもできる限りこの里親ケースを減らすことに努力すべきだと思うが、家族が自立生活を営めるようにFPPや民間の予防サービス提供者たちは、ワーカーたちの押し付けサービスよりも、家族の意思を反映するプログラムへと転換していかなくてはならないと思う。これにはFPPワーカーや民間のワーカーたちの、「クライアントに意志決定権を持たせなければいけない」という意識改革と、クライアントが自立できるためのサポート、カウンセリング・スキルなど、さらなるトレーニングが欠かせない。

(奥田 かおり)

#### IV 結論

以上のことから、アメリカ合衆国における家族保全プログラムは、集中的家族保全から家族中心ソーシャルワークへの統合の方向がうかがわれる。これは、集中的家族保全の消滅まで意味するものではないが、現実的に評価を確立できておらず、その背景に多問題家族があること、そして危機回避ができたとしてもその後のコミュニティ・ベーストなサービス資源があるという背景抜きに理解できるものではない。

我が国で家族保全をプログラム化し、実証的な調査を展開していく場合、次のことが課題となる。

- ・ 評価方法そのものの開発が課題となる。プログラム評価に関する一般的課題に加え、我が国で家族保全研究を進める場合、とくに子どもの措置の意味をどうするか、どのようにアセスメントするか、またサンプル数を確保するために、そのアセスメントに関するトレーニングをどのように現在の児童福祉司研修の中に導入するかなどを検討しなければならないだろう。
- ・ 家族支援のためのリソースが確保され、子ども保護から子育て支援までの連続的なサービス実施が求められる。具体的には、家族保全とわが国で発達した始めた家族(子育て)支援プログラムと児童相談所の援助との整合性、連続性、具体的には連携の質的調査を含めて、ケース進行管理状況にかかる研究が含まれねばならない。

(澁谷 昌史)

#### 【引用文献】

- (1) 「児童福祉分野における職員の専門性及びその国際比較に関する研究」(主任研究者・高橋重宏)、平成13年度厚生科学研究(子ども家庭総合研究事業)報告書(第5/7)、2002年、pp.627-707。  
 「児童福祉分野における職員の専門性及びその国際比較に関する研究」(主任研究者・高橋重宏)、平成14年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)報告書(第7/11)、2003年、pp.145-349。  
 「児童虐待防止に効果的な地域セーフティネットのあり方に関する研究」(主任研究者・高橋重宏)、平成15年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)報告書、2004年。
- (2) Murphy, P. (1995). Preserving Chaos: The Right Ignores the Underclass, the Left patronized it, in *Commonwealth* 6 p. 13. (requoted from Golden, R. (1997). *Disposable Children America's Welfare System* Wadsworth. p.150).
- (3) Seader, M.B. (1994). Yes. (in Debate 4 Do Services to preserve the Family Place Children at Unnecessary Risk?), in Gambrell, E. and Stein T. J. eds., *Controversial Issues in Child Welfare* Allyn and Bacon, pp.59-65.
- (4) Alstein, H. and McRoy, R. (2000). *Does Family Preservation Serve a Child's Best Interests?* pp.59-111, Georgetown University Press.
- (5) Nelson, K. E. (1994). Rejoinder to Ms. Seader, (in Debate 4 Do Services to preserve the Family Place Children at Unnecessary Risk?), in Gambrell, E. and Stein T. J. eds., *Controversial Issues in Child Welfare* Allyn and Bacon, pp.65-67.

- (6) Pecora, P. J. (1994). Yes, (in Debate 20 Are Intensive Family Services Effective?), in Gambrell, E. and Stein T. J. eds., *Controversial Issues in Child Welfare* Allyn and Bacon, pp. 290-301, p. 295.
- (7) Pecora, P. J. Fraser, M. W. Nelson, K. E. McCroskey, J. and Meezen, W. (1995). *Evaluating Family-Based Services*. Aldine de Gruyter, pp. 163-178.
- (8) Rzepnicki, T. L. (1994). No, (in Debate 20 Are Intensive Family Services Effective?), in Gambrell, E. and Stein T. J. eds., *Controversial Issues in Child Welfare* Allyn and Bacon, pp. 303-307.
- (9) Nelson, K. E. (1994). No, (in Debate 4 Do Services to preserve the Family Place Children at Unnecessary Risk?), in Gambrell, E. and Stein T. J. eds., *Controversial Issues in Child Welfare* Allyn and Bacon, pp. 67-71, p. 69.
- (10) Pecora, P. J., Whittaker, J. K., Maluccio, A. N. and Barth, R. P. (2000). *The Child Welfare Challenge Policy, Practice, and Research Second Edition* Aldine de Gruyter, p. 285.
- (11) Berry, M. (1997). *The Family at Risk Issues and Trends in Family Preservation Services* University of South Carolina Press.
- (12) Kaplan, L. and Girard, J. (1994). *Strengthening High-Risk Families A Handbook for Practitioners* John Wiley & Sons Inc. (邦訳:小松源助監訳『ソーシャルワーク実践における家族エンパワメント ハイリスク家族の保全を目指して』中央法規、2001年.)
- (13) Hess, P. M., McGowan, B. G. and Botsko, M. (2000). A Preventive Services Program Model for Preserving and Supporting Families Over Time. *Child Welfare* Vol. LXXIX #3 May/June, pp. 227-265.
- (14) Cole, E. S. (1985). Family Preservation Services; Accenting the Positive. *Permanency Report*. Volume 2 Number 2 (p. 5). Child Welfare League of America.
- Kinny, Jill (1985). Family Preservation Services; Accenting the Positive. *Permanency Report*. Volume 2 Number 2 (p. 2). Child Welfare League of America.
- (15) Little, Julia H. & Schuerman, John R. (1995). *A synthesis of research on family preservation and family reunification programs* ([http:// aspe.os.dhhs.gov/hsp/cyp/fplitrev.htm](http://aspe.os.dhhs.gov/hsp/cyp/fplitrev.htm)).
- (16) Division of Child Protection (2000). *Family Preservation Program Keeping Families safely Together* NYC Administration for Children's Services.
- (17) Kinny, J. (1985). op. cit.
- (18) NYC Administration for Children's Services (2004). ([http://www.nyc.gov/html/acs/html/whatwedo/reform\\_hl.html](http://www.nyc.gov/html/acs/html/whatwedo/reform_hl.html)).

【参考文献】

- Alstein, H. and McRoy, R. (2000). *Does Family Preservation Serve a Child's Best Interests?* Georgetown University Press.
- Berry, M. (1997). *The Family at Risk Issues and Trends in Family Preservation Services* University of South Carolina Press.
- Kaplan, L. and Girard, J. (1994). *Strengthening High-Risk Families A Handbook for Practitioners* John Wiley & Sons Inc. (邦訳:小松源助監訳『ソーシャルワーク実践における家族エンパワメント ハイリスク家族の保全を目指して』中央法規、2001年.)
- Pecora, P. J., Whittaker, J. K., Maluccio, A. N. and Barth, R. P. (2000). *The Child Welfare Challenge Policy, Practice, and Research Second Edition* Aldine de Gruyter.
- Pecora, P. J., Fraser, M. W., Nelson, K. E., McCroskey, J. and Meezan W. (1995). *Evaluating Family-Based Services*, Aldine de Gruyter.
- Whittaker, J. K., Kinney, J., Tracy, E. M. and Booth, C. eds. (1990). *Reaching High-Risk Families Intensive Family Preservation in Human Services* Aldine de Gruyter.